

# バイオスטיミキュラントの表示等に係るガイドラインについて

令和 8 年 3 月

**農林水産省**

消費・安全局 農産安全管理課

## バイオスティミュラント（BS）とは

- 従来の農薬、肥料、土壌改良資材とは異なる新たなカテゴリーの生産資材
- **植物や土壌が元々持っている能力を発揮**させることで、**高温への耐性**や**栄養分の利用効率**等を向上
- 近年、欧米で開発・使用が進んでいる
- 国内でも異常気象や収量増加等への対応として期待
- 原材料として、腐植物質、海藻抽出物、アミノ酸、ミネラル、微生物等を使用したものがある

## BS関連団体等との継続的な意見交換等を通じて以下の課題を把握

- BSの意義や定義が明確になっていない。
- BSの選択にあたっての判断材料がない。
- 何にどのようによく使用すると効果を発揮するのか分かりづらい。
- 表示の根拠となる情報が不足している。
- BSの作用機序や成分等に関する情報が曖昧である。
- 安全性が確認された資材であるかどうか分からない。

- 令和7年2月にBSの製造者、使用者等をメンバーとする意見交換会を2回開催。
- BSの表示等に関するガイドラインを作成することとし、案を提示。
- 令和7年3～4月にガイドライン(案)のパブリック・コメントを実施。
- 令和7年5月30日にガイドラインを公表。

1. 目的
2. バイオスティミュラントの定義
3. 効果・使用に係る表示
4. 安全性の確認
5. 情報収集と活用
6. その他

# 1. 目的

バイオスティミュラント（BS）に期待される役割や位置づけ

- バイオスティミュラントと呼ばれる資材が国内外で開発
- 高温や乾燥といった非生物的ストレスに対する耐性を高めたり、農作物による栄養成分の吸収・利用効率を改善するものとして注目



このような資材の開発に取り組む主体が増え、生産現場の課題の解決につながるような環境を整えていくことが重要

- 「みどりの食料システム戦略」（令和3年みどりの食料システム戦略本部決定）や「食料・農業・農村基本計画」（令和7年閣議決定）にも盛り込まれている。

# 1. 目的（続）

## 本ガイドラインの目的

BSの表示に関する事項を中心に、事業者がBSを取り扱うに当たって特に留意すべき事項を示す



- 事業者による自主的な取組を促す
- 使用者による目的に合った製品の選択や適切な使用に資する

- 課題を解決しつつBSを普及していくためには一定のルールが必要
- まずは事業者による自主的な取組を促すべく、BSを取り扱う事業者に最低限遵守していただきたい事項を取りまとめ
- 既に様々な種類のBSと称する製品が流通している中、使用者が目的に合った製品を安心して適切に使用するための情報の提供が必要  
⇒ 「表示」に係るガイドラインを作成

## 2. バイオスティミュラントの定義

- ▶ バイオスティミュラントと称する製品が国内外で流通している
- ▶ 海外における取扱いとの整合をとる
  - ⇒ 欧米における定義を参考にBSを定義した。

### 定義

農作物又は土壌に施すことで  
農作物やその周りの土壌が元々持つ機能を補助する資材  
バイオスティミュラント自体が持つ栄養成分とは関係なく

土壌中の栄養成分の吸収性  
農作物による栄養成分の取込・利用効率  
乾燥・高温・塩害等の非生物的ストレスに対する耐性 } を改善

結果として農作物の品質又は収量が向上するもの

## 2. バイオスティミュラントの定義（続）

### EUにおける定義※1

- 植物又は植物根圏の以下の特徴の1つ以上を改善することを唯一の目的として、製品の栄養成分とは無関係に植物の栄養過程を刺激する製品
  - ① 栄養素の利用効率
  - ② 非生物的ストレスに対する耐性
  - ③ 品質形質
  - ④ 土壌又は根圏における非可給態栄養素の利用可能性

※1 Regulation (EC)1107/2009のCHAPTER I Article3の「Definition」を仮訳

### 米国における定義※2

- 種子、植物、根圏、土壌、またはその他の生育培地に適用された場合、バイオスティミュラントの栄養成分とは無関係に、植物の本来のプロセスを補助し、それによって栄養素の利用可能性、取り込みまたは利用効率、非生物的ストレスに対する耐性、およびその結果としての成長、発育、品質、または収量を改善する作用を有する物質、微生物、またはそれらの混合物

※2 「S.802-Plant Biostimulant Act of 2023」 / 「H.R.1472-Plant Biostimulant Act」の「Definition」を仮訳

## 2. バイオスティミュラントの定義（続）

国内における生産資材に係る主な法規制

- 農薬 → 農薬取締法
- 肥料 → 肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）
- 土壌改良資材 → 地力増進法



たとえ事業者がバイオスティミュラントとして扱う資材だとしても、法律に沿って、あらかじめ登録、届出、表示などを行う必要がある

- 本ガイドラインにおいてBSを定義しているが、既存資材である農薬、肥料及び土壌改良資材の定義や範囲が変わるものではない

# 3. 効果・使用に係る表示

## (1) 効果の表示

- 製品の容器、包装、チラシ、ウェブページなどにおいて、**バイオスティミュラントとしての効果を表示**
- 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）における**不当表示にならないよう留意**
- 詳しい情報が必要な者向けに、その求めに応じ**栽培試験や原材料などの情報を提供**

- BSとしての効果が農業者に正確に伝わるのが最も重要であるため、効果の表示を規定
- 例えば、実際には有していない効果や含まれていない成分を表示するなど、実際のもの等より著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される表示は「不当表示」として規制される
- 営農指導者が農業者にBSを勧めにくいとの声があるため、判断材料となりうる栽培試験や原材料などの情報の提供についても規定

# 3. 効果・使用に係る表示（続）

## <注意事項>

- 農薬の登録を受けていない場合には、  
農薬と誤認されるような効果の表示はしない  
（病害虫や雑草の防除や農作物等の生理機能の増進・抑制）
- 肥料の登録を受けていない又は届出をしていない場合には、  
肥料と誤認されるような効果の表示はしない  
（「植物の栄養となる」、「土壌に化学的変化を生じさせる」）

※ 効果を表示しなくても、原材料、含有成分又は使用方法から農薬や肥料に該当することもあるため、注意

➤ たとえBSと主張したとしても、登録・届出をせずに農薬や肥料の効能効果を標榜して資材を販売等することはできない。

# 3. 効果・使用に係る表示（続）

## （2）使用に係る表示

- **効果が期待される標準的な使用方法を表示**  
（対象作物、使用量又は使用濃度、使用時期、使用回数など）
  - **使用上注意すべき事項を表示**  
（効果が出ない条件など）
- BSは適切な使い方をしないと効果が出なかったり、場合によっては農作物に害が出たりする可能性もある
- そのため、標準的な使用方法に加えて、効果が出ない条件などの使用上注意すべき事項を表示することを規定

# 3. 効果・使用に係る表示（続）

## （3）根拠情報の確認

効果や使用に係る表示を行うに当たり、

- **試験によって得られた結果**
- **査読付きの学術文献**

**等により根拠となる情報を確認**

- BSの効果や使用に係る表示は、合理的な根拠に基づいたものである必要
- そのため、客観的に実証された根拠情報を確認することを規定

### 3. 効果・使用に係る表示（続）

以下を満たす栽培試験が実施されていることを確認

- BSとしての効果を持つ原材料・成分を施用する**施用区**と、施用しない**対照区**を設定し、**当該原材料・成分の有無以外の条件をそろえて実施**  
（例：施用する肥料分量）
- 各試験区について**3連以上の反復**をもって実施
- 効果に合わせて**定量的な指標を用いて評価**  
（収量、生体重、栄養成分の吸収量など）
- 試験結果を示す**供試作物の写真**を撮影
- 標準的な使用方法を考慮しつつ、国内（又は、気候や土壌等が類似する環境）において、**品目、気候、土壌などの条件を1つ以上変えて、2例以上実施**

統計的に有意差の有無を判定

気象条件や栽培条件の違いがBSの効果に影響を及ぼす可能性

- 既存資料に関する通知やガイダンス等を参考に条件を設定

# 3. 効果・使用に係る表示（続）

- **原材料の名称・含有割合を確認**
  - バイオスティミュラントを施用した際に**非生物学的ストレスに対して植物体内で起こる反応を確認**
  - **主な成分の名称・含有割合も確認**するよう努める
    - 品質のばらつきを把握するため、3ロット以上分析
    - 原材料の入手先が複数ある、天然物が原材料であるなど、品質がばらつく要因を考慮して分析点数などを決める
    - 参考となる公定法がある場合は当該方法により実施
  - **確認した情報は、必要な際に参照できるように保存**
- BSをどの段階で施用するのが適切かを判断するために重要であるため、BSを施用した結果、植物体内で起こる反応（ある遺伝子の発現量や特定の物質の定量的な変化のほか、視覚的に観察できる植物の変化など）を確認することを規定

# 4. 安全性の確認

原材料の性質、使用実績等を踏まえつつ、製品を使用した**農作物、ヒト等への安全性をあらかじめ確認**

## <農作物への安全性>

効果・使用に係る表示の根拠情報に用いる**栽培試験において有害影響が出ていないことを確認**

## <ヒトへの安全性>

以下のいずれかにより確認

- ① 当該資材を使用した農作物の**食経験**がある
- ② 原材料・成分等についての**文献検索**の結果により安全性が評価できる
- ③ **製品を用いた安全性試験**の結果、有害性が示されない

➤ BSを使用した農作物、ヒト等への安全性を確保するためには、一定水準の安全性試験の実施が必要

## 4. 安全性の確認（続）

- 成分分析などにより、**定期的に製品の安全性が保たれていることを確認**し、必要に応じて**改善**
- 確認した情報は、必要な際に参照できるように保存

- **最新の科学的知見を収集し、当該知見を踏まえ、必要に応じて製品の品質や表示等を改善**
- **使用者等からの問合せの受付に係る体制の整備に努め、求められた場合は、収集した科学的知見等に基づき、必要な情報を提供**

- 科学の進展により新たな知見が得られることがあるため、製品の品質、表示等の点検・見直しは不可欠
- 使用者が安心して資材を使用するためには、必要な情報が得られることが重要  
⇒ 事業者は使用者からの求めに応じて必要な情報を提供することを規定

- 肥料法で定める肥料や、地力増進法施行令で指定された土壌改良資材に該当するものは、**肥料法又は地力増進法を遵守した上で、本ガイドラインに沿って対応**

- 既に流通しているものも含め、BSの中には肥料登録済みのものや土壌改良資材に該当するものがあり、それらは引き続き肥料法又は地力増進法を遵守する必要がある

- 本ガイドラインは、公表時点におけるバイオスティミュラントの流通・使用の実態を踏まえて定めたものであり、**今後適宜見直す可能性**

- 本ガイドラインを運用していく中で、状況の変化や新たな知見があった場合は、それらを踏まえてガイドラインの内容を見直す可能性がある

## 6. その他（続）

- 本ガイドラインは、当該資材に係る関係法令を網羅的に整理したものではない
  - 関係法令等への適合性の確認については、必要に応じて事業者の責任で行う
- 
- 製品の原材料、製造方法、効果、表示等により、本ガイドラインで示していない他法令に抵触する可能性もある
  - それらへの適合性の確認については、事業者の責任で行う

Q



バイオスティミュラントで植物の病害虫への抵抗性を高めることはできますか？

植物の病害虫防除の効果がある資材は、バイオスティミュラントではなく農薬に該当します。そのような資材は、農薬としての登録がなければ販売等ができません。本ガイドラインの作成により既存の農薬、肥料等の定義や範囲が変わるものではありません。

A



# よくある質問と回答（続）

Q



バイオスティミュラントと植物成長調整剤を区別する基準はありますか？

農薬である植物成長調整剤に該当するかどうかは、資材の効果や作用機序等を踏まえて総合的に判断する必要があります。

そのため、バイオスティミュラントとの区別に関してご不明な点があれば農林水産省にご相談ください。

A



# よくある質問と回答（続）

Q



バイオスティミュラントの制度は今後どう変わっていきますか？

まずはガイドラインに沿った事業者の自主的な取組を促し、多様なニーズに応える製品の開発・普及につなげることが重要であると考えています。  
今後、ガイドラインの遵守状況を調査し、その結果を踏まえて今後の対応を検討していきます。

A



# よくある質問と回答（続）

Q



表示を見てもよく分からないときはどうしたらいいですか。

ご不明な点があれば、製造・販売する事業者にお問い合わせください。

信頼できる資材を選択するためには、しっかりと情報が提供されるかどうかも重要な判断材料です。

A



- 農業者が効果のあるバイオスティミュラントを**安心して使用できる環境を整えることが重要**
- 事業者の皆様には、効果・使用に係る表示や根拠情報の確認など、引き続き**ガイドラインに基づく取組を進めていただきたい**
- 農林水産省は、ガイドラインの内容の周知を継続
- 併せて、ガイドラインに基づく取組がどのくらい進んだかを調査し、その結果を踏まえて、今後の対応を検討する予定

# (参考) バイオスティミュラントの表示等に係るガイドラインの概要

## 1. 目的

事業者がバイオスティミュラント（BS）を取り扱うに当たって特に留意すべき事項を示すことで、事業者による自主的な取組を促すとともに、使用者による目的に合った製品の選択や適切な使用に資すること

## 2. バイオスティミュラントの定義

- 農作物又は土壤に施すことで農作物やその周りの土壤が元々持つ機能を補助する資材であって、
- バイオスティミュラント自体が持つ栄養成分とは関係なく、土壤中の栄養成分の吸収性、農作物による栄養成分の取込・利用効率及び高温・塩害等の非生物学的ストレスに対する耐性を改善するものであり、
- 結果として、農作物の品質又は収量が向上するもの



## 3. 効果・使用に係る表示

- 製品の容器等において、バイオスティミュラントとしての効果を表示する。
- 効果が期待される標準的な使用方法や使用上の注意事項を使用者に示す。
- 表示を行う際、試験によって得られた結果等により根拠となる情報を確認する（施用区と対照区を設定し各3連以上、条件を変えて2例以上）。
- 原材料の名称・含有割合及びバイオスティミュラントを施用した際に非生物学的ストレスに対して植物体内で起こる反応を確認する。
- 製品の主な成分の含有割合を分析するときは3ロット以上分析する。
- 確認した情報は、必要な際に参照できるよう保存する。

## 4. 安全性の確認

- 製品を使用した農作物、ヒト等への安全性をあらかじめ確認する。
  - 〔農作物 ⇒ 栽培試験で確認〕
  - 〔ヒト ⇒ 食経験 又は 文献検索 又は 安全性試験で確認〕
- 定期的に製品の安全性が保たれていることを確認し、必要に応じて改善する。
- 確認した情報は、必要な際に参照できるように保存する。

## 5. 情報収集と活用

- 最新の科学的知見を収集し、必要に応じて製品の品質や表示等を改善する。
- 使用者から求められた場合は、必要な情報を提供する。

## 6. その他

- 肥料や土壤改良資材に該当する資材については、肥料の品質の確保等に関する法律又は地力増進法を遵守した上で、本ガイドラインに沿って対応する。

詳細はガイドライン本体をご覧ください。

BSガイドライン 検索



＜お問い合わせ先＞  
農林水産省 消費・安全局  
農産安全管理課 安全企画班  
(TEL: 03-3502-7569)